

(写)

長門市告示第 144 号

令和 7 年 9 月長門市議会定例会招集告示（令和 7 年長門市告示第 138 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 7 年 9 月 22 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 25 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

第 25 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 25 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 26 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～16 （略） <u>17 第 3 条の規定にかかわらず、市長及び副市長の令和 7 年 10 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を控除した額とする。</u>	附 則 1～16 （略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。